

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 二 〇 〇 号

内閣衆質一七六第二〇号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人内閣における内閣官房機密費に係る国民への説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人内閣における内閣官房機密費に係る国民への説明等に関する質問に
対する答弁書

一から三まで及び五について

菅内閣としては、内閣官房報償費については、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するために必要な経費であると考えており、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その用途等を検証しているところである。内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、内閣官房報償費の性格を踏まえつつ、当該検証を行う中で検討することとしている。

四について

仙谷由人内閣官房長官に確認したところ、内閣官房報償費の趣旨、性格、事務手続等について引継ぎを受けたとのことであるが、これ以上の詳細については、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。六及び七について

お尋ねについては、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたいが、内閣官房報償費については、その取扱責任者である仙谷由人内閣官房長官が、責任を持って、真にその経費の性格に適したものに限定

して、適正に執行しているところである。